

総務委員会（第1班）行政視察概要

1 視察月日 令和4年5月12日（木）～5月13日（金）

2 視察先及び視察事項

・熊本県

日時 5月12日（木）

視察事項 （1）熊本県国土強靱化地域計画について
（2）平成28年熊本地震からの復旧・復興プランについて

・福岡県

日時 5月13日（金）

視察事項 （3）福岡水素エネルギー戦略会議の取組について

3 視察委員

（委員長）川島雅裕、（委員）沼沢和明、春孝明、岩隈千尋、木庭理香子、押本吉司

4 視察概要

（1）熊本県国土強靱化地域計画について

説明者：熊本県企画振興部企画課政策担当班 課長補佐

ア 県の概要及び計画策定の背景

熊本県は、九州中央部の西側に位置し、人口約171万8,000人、面積約7,404平方キロメートルで、森林面積が全体の62.5%を占めており、三方を山地に囲まれ、西側が海に面していることから、自然を活かした農林水産業やIC産業などの製造業が展開されている。

九州山地や複数の活断層により、大雨や集中豪雨、地震による被害が発生しやすいという地域特性を有し、また、平成24年熊本広域大水害、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨等、近年の大規模災害の発生等により、熊本県における防災・減災に向けた取組の必要性が高まっている。こういった背景から、熊本県では、平成29年10月、国土強靱化基本法及び同基本計画に基づき、熊本県国土強靱化地域計画を策定するに至った。

イ 計画の概要

本計画は、国土強靱化基本法第13条の規定に基づき策定された、熊本県における国土の強靱化の指針となるものであり、今後起こり得る大規模自然災害に備えて、「災害に強く安全安心な熊本づくり」を促進することを目的としている。現計画は

策定から概ね5年が経過し、また、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（R3～R7）」、県の「新しいくまもと創造に向けた基本方針」等が策定されたことを受けて、令和3年12月に改定され、熊本県における国土強靱化の取組をより一層推進している。

6つの基本目標を軸に、地域特性を考慮した8つの「事前に備えるべき目標」及び、49の「起きてはならない最悪の事態」を設定して脆弱性の評価を行い、これを踏まえて、強靱化の推進に向けた施策を推進している。

ウ 計画に基づく主な取組

（ア） 基本目標

「新しいくまもとの創造に向けた基本方針」、において掲げられた「熊本地震と令和2年7月豪雨からの創造的復興を両輪に、新型コロナウイルス感染症による社会の変容を見据え、持続可能な『新しいくまもと』を創造する」という基本理念を念頭に、①県民の生命を守ること、②県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③県民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること、④被災された方々の痛みを最小化すること、⑤被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること、⑥九州を支える防災拠点として機能することを国土強靱化を推進する上での6つを基本目標としている。

（イ） 主な推進方針

8つの「事前に備えるべき目標」における主な推進方針は次のとおりである。

①直接死を最大限防ぐ

- ・住宅・宅地の耐震化、公共建築物や学校施設の非構造部材も含めた耐震化の促進
- ・「流域治水」の推進、土砂災害特別警戒区域内の移転等の推進
- ・津波・高潮対策、防災対策に資する道路整備
- ・防災情報周知、予防的避難等避難体制の整備、「マイタイムライン」の普及活用



- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ・救助・救急、物資輸送ルートへの九州の縦軸・横軸のリダンダンシーの確保
 - ・自衛隊、警察、消防等の応援部隊の円滑な受入体制整備
 - ・指定避難所・福祉避難所の見直し、周知徹底、円滑な運営、要配慮者への支援
 - ・新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた避難所の体制整備や避難所環境の充実
 - ・国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制整備、ライフライン事業者との連携促進
 - ・水・食料等の備蓄（自助）の推進、自主防災組織等の活動（共助）の強化
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ・庁舎や広域防災拠点となる施設の非構造部材も含めた耐震性の強化
 - ・県や市町村の受援体制の強化、業務継続計画（BCP）の策定
 - ・防災拠点としての機能を有する施設の複数確保、九州各県との相互補完体制の構築
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ・防災拠点施設等の非常用電源の整備推進、通信手段の機能強化
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ・事業者における業務継続計画（BCP）の策定支援
 - ・物資・エネルギー供給に向けた道路・港湾整備、空港の機能強化
 - ・排水機場等の計画的な整備、及び老朽化した施設の更新・機能強化の推進
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ・上下水道施設の耐震化、上下水道BCP策定、生活用水としての井戸水の活用
 - ・県内各地域や集落間を結ぶ道路の計画的な整備、橋梁等の耐震化
 - ・港湾施設の耐震化等、老朽化対策及び埋塞対策の推進
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ・帰宅困難者等の避難場所となる公園緑地の再整備、公園施設の老朽化対策
 - ・沿道建築物の耐震化、無電柱化の推進
 - ・農業用ため池、ダム、砂防施設、道路防災施設の維持管理・更新
- ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
- ・災害ボランティアとの連携、専門的知識や技術を持つ人材の確保・育成
 - ・建設業における復旧・復興の担い手確保・育成
 - ・コミュニティ・スクールによる地域と学校の連携強化

(ウ) 市町村への支援

市町村に対し、計画策定について依頼を行い、また、国の出前講座を活用して、県内全市町村の担当者等を対象とした説明会を実施した。各広域本部・地域振興局で実施する重要事業説明において、首長等へ直接、計画策定の意義や必要性等の説明を行った。

また、未策定市町村の首長等を個別訪問し、策定の趣旨説明及び早期策定を依頼し、各地域ごとに計画策定に係る勉強会・意見交換会を実施し、必要に応じて第2回、第3回と段階的に実施した。

そして、県計画の電子データを市町村版に置き換えた策定のためのツールを提供し、管内市町村で策定済団体のない都道府県に対して国から提供された計画策定支援ツールを全市町村へ配布、また、希望する市町村の計画素案について、レビューを実施した。

※主な質疑内容等

(委員) 県と政令市との国土強靱化地域計画のすみ分けについて

(説明者) 国土強靱化基本法では、都道府県と市町村など、地域計画間の調和規定は設けられていないが、国のガイドラインにおいて、市町村が地域計画を策定する場合には、都道府県が策定した地域計画を参考にし、調和を図ることが、効率的・合理的とされている。

国土強靱化を推進するためには、市町村との連携が不可欠となるため、県では、市町村において地域の実情に応じ、国の基本計画や県の地域計画と調和が保たれた計画策定に向けて、県地域計画策定のノウハウを共有するなど、計画策定・改定等の支援を行っている。

(委員) 発災時における部署連携について

(説明者) 危機管理防災課は防災関係業務を一元化しており、企画課は国の補助メニュー等に係る国との調整のため、県を取りまとめる部署として対応している。

(委員) 災害支援物資受援体制の本計画における位置付けについて

(説明者) 平成29年10月に策定した本計画では、熊本地震を踏まえ「物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する」こととし、民間企業・団体等との協定の見直し・新規締結などにより、体制の強化を図った。

(委員) 災害支援物資受援体制における物流事業者及び市町村との連携について

(説明者) 熊本地震を受け、平成29年9月に災害発生時における物資供給体制の連携を強化するため、熊本県トラック協会と締結していた協定(平成24年5月締結)を見直し、物資の受入れや配送を行う拠点の確保・運営等の

業務を追加するとともに、新たに熊本地震の際に県の物資供給において関係した熊本県倉庫協会・佐川急便株式会社・日本通運株式会社・ヤマト運輸株式会社と災害時における物資供給体制の整備に係る協定を締結した。

この協定において、市町村から県に協力依頼があった場合、当該市町村内の物資供給の対応が可能となるよう必要な規定を整備している。また、災害時に市町村において物資供給を円滑に実施できるよう、市町村の物資の供給マニュアル作成の参考として、支援物資供給の手引きを作成し、市町村に配布している。

(委 員) 熊本地震時の熊本港・八代港が果たした役割について

(説明者) 地震発生後、国と港湾管理者による速やかな点検、復旧作業により、熊本港・八代港では、貨物船やフェリー等の通常利用に加え、支援物資を積載した海上自衛隊の輸送艦や、海上保安庁の巡視船が入港し、支援物資、支援部隊の輸送拠点として機能した。

さらに、熊本港は災害廃棄物処理の二次仮置き場として利用され、搬入される廃棄物を選別・集積した上で、再生利用・最終処分先等へ搬出されるなど災害廃棄物の輸送拠点としての機能も果たした。また、八代港では国が民間フェリーを派遣し、被災者の一時休養施設として、宿泊、食事、入浴サービスの提供も行われた。

(委 員) 物資の受入拠点や物資運搬交通網の多重性について

(説明者) 県の物資集積拠点である熊本産業展示場（グランメッセ熊本）を使用できない場合は、民間企業や関係団体との各種協定に基づき、拠点を確保することとなる。

(委 員) 学校が策定するマニュアルの熊本地震等を踏まえた改善状況について

(説明者) 各学校では国・県が策定した各種危機管理・防災マニュアルに基づき、学校の立地状況・校内の状況等を勘案して、地震・津波・風水害等、必要となる防災マニュアルを策定している。

熊本県教育委員会では、熊本地震等を踏まえ平成29年3月に地震・津波を対象とした学校向け防災マニュアル作成の手引書を策定し、毎年、全学校の防災担当教職員を対象に研修会を開催して、防災教育及び防災管理の充実を図っている。なお、各学校では、災害発生後だけではなく、訓練等を実施した際にも、訓練を振り返り、成果や課題等を明らかにし、都度、マニュアルの改善を行うこととしている。

(2) 平成28年熊本地震からの復旧・復興プランについて

説明者：熊本県知事公室危機管理防災課 課長補佐

ア 平成28年熊本地震の被害概要

平成28年4月14日（木）21時26分、マグニチュード6.5、最大震度7の前震があり、同年4月16日（土）1時25分、マグニチュード7.3、最大震度7の本震がそれぞれ発生し、また、発災後15日間においては、合計2,959回の余震が観測された。

震度6弱以上の地震が7回、うち震度7は28時間以内に2回発生（観測史上初）、震度6弱以上の大地震に見舞われた県民は県人口の83%に及び、少なくとも県民の10%以上が避難した（阪神・淡路大震災の約2倍）。

死者273人、重軽傷者2,735人の人的被害に加えて、全壊8,657棟、半壊・一部損壊189,714棟の住家被害が発生した。

布田川断層帯及び日奈久断層帯に挟まれるように位置している益城町においては、活断層の横ずれや家屋の倒壊など、甚大な被害が発生した。山腹崩壊により、国道57号は通行不能となり、阿蘇大橋が落橋した。

イ 計画の概要

本計画は、平成28年6月、県知事を本部長とする「平成28年熊本地震復旧・復興本部」を設置し、被災者に寄り添い、痛みの最小化を図るとともに、着実な復旧と創造的復興により熊本の将来の礎を築き、県民総幸福量の最大化を図るため、熊本の将来像、中期的に達成すべき目標や具体的な取組等を、「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」としてとりまとめたものである。

本計画においては、基本理念に基づき、痛みの最小化を目指した早急な対応及び新たな熊本の創造に向けた概ね4年間の取組等を位置づけており、第1章は被災状況、第2章は復旧・復興の目指す姿、第3章は復旧・復興に向けた取組、第4章は今後の「震災復興モデル」となるためという内容で構成されている。

ウ 基本理念

①被災された方々の痛みを最小化する、②単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指す、③復旧・復興を熊本の更なる発展につなげるという復旧・復興の3原則を基本とし、「県民の総力を結集し、将来世代にわたる県民総幸福量を最大化する」ことを基本理念としている。

エ 復旧・復興に向けた主な取組

（ア） すまいの再建

熊本県独自の6つの支援策として、自宅再建の支援に向けた、①60歳以上を対象とした借入の利子に対する助成、②子育て世帯を優遇する全世帯を対象とした助成を行い、賃貸に対する支援として、③入居初期費用の助成、④保証人不在者への対応、公営住宅については、⑤入居支度費用の助成、す

すべての世帯を対象とした、⑥転居費用の助成を行った。

その結果、20,255世帯、47,800人であった仮設住宅入居者数は、2022年3月末時点で、37世帯、95人に減少し、約4.7万人のすまいの再建につながっている。

(イ) 被災企業への事業再建

グループ補助金により、被災した中小企業等の施設や設備の復旧・整備、商業機能の復旧促進支援を実施した。506グループを認定し、補助金の申請件数は4,707件、補助金の交付決定は4,698件となった。

(ウ) 被災農家の営農再開

畜舎の倒壊や断層のずれによる農地の損壊につき、農地や営農施設の基盤整備事業を実施し、また、区画を拡大するなどして、市町村と密に連携し、生産者の意向に沿える形での復興を試みている。この復旧事業により営農再開を目指す農家については、令和2年度末までに全てが営農再開している。現在では、基盤整備事業の対象地区を拡大している。

(エ) 大空港構想Next Stageの実行

復興に伴い、コンセッション方式を採用し、国内線・国際線ターミナルビルの一體的整備・耐震化を進めており、2023年春には完成予定である。

また、空港アクセス鉄道の実現に向けて、三里木ルート、原水ルート、肥後大津ルートを調査・研究しており、また、企業集積地域であるセミコンテクノパークへのアクセス改善、沿線住民の利便性向上、ひいては県内全域の交通ネットワークの強化につながるよう検討を進めている。

(オ) 八代港のクルーズ拠点整備

国が所有するクルーズ専用岸壁は、年間365日受入れを行うことができ、世界最大級22万トンのクルーズ船の受入れが可能である。県は、駐車場エリアを管理しており、大型バス150台、乗用車等120台の駐車が可能となっている。また、旅客ターミナル及びくまモンパークは、ロイヤルカリビアン社が管理しており、県と連携して、出入国時の手続の短縮化に努めている。

オ 熊本地震に係る周知・広報の取組

(ア) 熊本災害デジタルアーカイブ

行政機関、大学、企業及び関係団体の協力を得て、災害対策本部会議資料や被害、避難生活、復旧・復興などの写真、各団体がまとめた検証・記録等を収集し、専用のウェブサイトで公開している。防災・減災の取組、教育・研究など、様々な場面で活用されることを期待している。

(イ) 熊本地震震災ミュージアム

県及び市町村が連携し、震災遺構や情報を発信する拠点等を巡る回廊型の

フィールドミュージアムを整備した。熊本城を始めとして、益城町の潮井神社、大津町の瀬田神社と巨石等を震災遺構としている。

※主な質疑内容等

(委員) 熊本地震における議会の役割について

(説明者) 発災後、議会を通じて、地域住民のニーズや地域の課題を把握し、補正予算により柔軟に対応することで、議会と執行部が一体となって、取組を進めることができたと考えている。また、国に対して、熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書を議決し、要望を行ってきた。

(委員) 八代港の管理状況について

(説明者) 旅客ターミナル及び商業施設については、ロイヤルカリビアン社が管理者となって管理を行っており、駐車場については、指定管理者制度を導入し、県が管理を行っている。

(委員) 八代港におけるクルーズ船の受入体制について

(説明者) 従来は、年間最大60隻のクルーズ船を受け入れていたが、コロナ禍の影響により、現在では、年間1隻のみの受入状況となっている。

(3) 福岡水素エネルギー戦略会議の取組について

説明者：福岡県商工部自動車・水素産業振興課 企画監

ア 県の概要及び戦略会議設置の背景

福岡県は、九州北部に位置し、人口約513万8,000人、面積約4,987平方キロメートルであり、また、鉄鋼、化学等の基礎素材産業及び自動車、半導体等の加工組立型産業が集積している北九州地域、九州大学を核とした学術研究都市構想を推進し、先端成長産業の育成、集積に取り組んでいる福岡地域、農林水産業や地場産業を展開している筑後地域、石炭産業から自動車産業への転換が行われている筑豊地域の4つの地域から構成されている。

エネルギー資源が乏しく、燃料の輸入に係る特定地域への依存度が高い日本においては、安定供給が可能なエネルギーの確保が喫緊の課題となっている。こういった状況の中、福岡県は、地元産業や九州大学の先端技術を活用し、環境にやさしい水素利用社会の実現を先導する地域の形成を図ることを目的として、平成16年8月3日、全国に先駆けて、産学官連携組織である「福岡水素エネルギー戦略会議」を設立するに至った。

イ 戦略会議の概要

戦略会議は、福岡県知事、九州経済産業局長、北九州市長、福岡市長、九州大学

総長を顧問、日本製鉄株式会社代表取締役副社長を会長とし、その他、企業673、大学120、行政、研究・支援機関40、合計833の会員で構成されている。

「研究開発」、「新産業の育成・集積」、「人材育成」、「普及啓発」、「社会実証」の5つ取組を柱として、水素エネルギーの産業振興・普及を総合的に推進する。



ウ 戦略会議の取組

(ア) 研究開発

戦略会議の幹事である九州大学は、水素材料先端科学研究センター、次世代燃料電池産学連携研究センター、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、産総研・九大水素材料強度ラボラトリという世界最先端の研究拠点を有する。次世代燃料電池社会実証を始めとして、高効率な水素製造技術等の研究開発、水素製造及び水素貯蔵に関する材料研究を行っている。

また、日本初となる水素関連製品の公的試験機関「公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター」では、バルブや継手等の小型の製品やFCV・水素ステーション用の大型の水素貯蔵タンクなど、様々な水素関連製品の開発支援環境を提供することで、水素産業に参入しようとする企業を支援している。

(イ) 新産業の育成・集積

水素産業への参入を検討している企業を対象として、水素ビジネス参入セミナーを開催し、水素関連製品の部品仕様についての情報提供を行い、水素燃料電池製品に精通した技術アドバイザー派遣による助言指導を行うことで、水素産業への参入促進を目指している。

また、事業化が期待される製品開発へ年間1,000万円を上限とする助成、試作品開発、データ取得、ヒアリング等の事業化可能性を模索する調査へ500万円を上限とする助成、メーカーの要求に応じた試作、試験費用等へ100万円を上限とする助成を行っている。

(ウ) 人材育成

九州大学と連携して、福岡水素エネルギー人材育成センターを設置し、企

業向けに「水素入門コース」、「水素専門コース」、学生向けに「水素エネルギーシステム専攻」を開講して、水素に関する技術者の育成に取り組んでいる。

(エ) 普及啓発

F C V及び水素ステーションの一体的普及促進に向けて、公用車のF C Vの率先導入を始め、タクシー事業者への導入支援、水素ステーション整備における補助金の交付、候補地の選定、地権者への交渉等の支援を行っている。

また、水素への理解を促す取組として、九州水素・燃料電池フォーラムや水素先端世界フォーラムにおける水素の取組の発信、野外音楽イベントにおけるP R活動、水素社会ショールームによるP R等を行っている。

(オ) 社会実証

北九州水素タウンとして、パイプラインで市街地に直接水素を供給し、水素実証住宅及びエコハウスの燃料電池において、電気及び熱に利用するという実証実験を行った。その後も、パイプラインや燃料電池等を製品開発の実証フィールドとして提供している。

また、賃貸共同住宅における燃料電池を利用したエネルギー融合プロジェクトとして、エネファームの設置や燃料電池による余剰電力の融通等のモデルを構築した。



※主な質疑内容等

(委員) 野外音楽イベントにおける情報発信の取組について

(説明者) 野外音楽イベントに出店する店舗のF C Vからの電力利用や、公開収録中のラジオブースへの電力供給の取組を踏まえて、ラジオパーソナリティが水素エネルギーをP Rする取組などを行っている。水素エネルギーを身近に感じてもらい、水素の安全性について理解を深めてもらうことができたと考えている。

(委員) 企業支援策の導入時期及び予算額について

(説明者) 企業支援策として、先行して製品開発助成を行っていたが、より手厚い

支援を行うため、平成30年に実用化支援、令和元年に参入検討支援を導入するに至った。参入検討支援及び実用化支援の予算額は約100万円、製品開発助成の予算額は、これまで約2,000万円であったものを約4,000万円に拡大した。

(委員) 福岡水素エネルギー人材育成センターにおける九州大学との連携について

(説明者) 福岡水素エネルギー人材育成センターは、企業の技術者及び学生向けに水素・燃料電池関連の技術者を育成することを目的として、九州大学と連携し、平成17年に設置されたものである。今年度から、水素産業への参入を希望する企業からの相談窓口を設置しており、人材育成センターのプログラムにつなげるなど、九州大学との連携を強化する取組を行っている。

(委員) 水素戦略における今後の展望について

(説明者) 現状、環境施策の観点から様々な取組が展開されているが、将来的には、水素産業として確立し、地域経済の発展、雇用の確保などの経済施策につなげていきたいと考えている。

(委員) F C V等の普及に向けた資金援助の取組について

(説明者) 県としては、水素ステーションの整備促進のため、1件当たり4,400万円の補助金を支出しているほか、国において、F C Vの購入助成を行っている。

(委員) F C V等の普及に向けた今後の展望について

(説明者) グリーンイノベーション基金において、水素ステーションを全国に1,000基設置することが示されており、F C Vの中でも、特に軽量化効率の高いF Cトラックの普及が拡大されていくものと考えている。水素ステーションとF C Vの普及は表裏一体の関係にあるため、並行して拡大させることが重要であると考えている。